

福島県主要農作物奨励品種決定要領

第1 策定の趣旨

この要領は、福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱（平成30年4月1日施行）に基づき、奨励品種の決定に関する基本的事項について定めるものである。

第2 奨励品種の区分

奨励品種の区分及びその名称を別記1のとおり定める。

第3 奨励品種の決定基準

県は、別記2に定める基準により採用、廃止、区分の変更を行うものとする。

第4 審査会の設置

県は、奨励品種の決定等を適正に行うため、福島県主要農作物奨励品種決定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その意見を聴くものとする。

1 審議事項

審査会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 奨励品種の決定基準に関する事項
- (2) 奨励品種決定調査に供試される品種に関する事項
- (3) 奨励品種決定調査の方法に関する事項
- (4) 奨励品種の決定、廃止及び区分の変更に関する事項
- (5) その他奨励品種の適正な決定及び普及に関する事項

2 組織

審査会は、別記3に掲げる委員を持って構成する。

3 役員及びその職務

- (1) 審査会に会長1名、副会長2名をおくものとし、会長は農林水産部長の職にある者を、副会長は農林水産部技監及び農業総合センター所長の職にある者をもって充てる。
- (2) 会長は、審査会を招集し、会議を主宰する。
- (3) 会長は、審議案件にかかる学識経験者等関係者を出席させ、意見を求めることができる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

4 幹事会

- (1) 審査会に、専門の事項を調査審議するための幹事会をおく。
- (2) 幹事会は、別記3に掲げる者をもって構成する。
- (3) 幹事会に幹事長をおくものとし、福島県農林水産部農業振興課長をもって充てる。
- (4) 会長は、幹事会を招集し、幹事長が会議を主宰する。
- (5) 会長は、審議案件に関係する者を出席させ、意見を求めることができる。
- (6) 幹事長は、調査審議結果を取りまとめ、会長に報告する。

5 事務局

審査会の事務局は、福島県農林水産部農業振興課におく。

第5 奨励品種決定調査の実施

県は、奨励品種の決定に当たっては、奨励品種決定調査を行うものとする。

1 奨励品種決定調査の種類

(1) 基本調査

供試される品種について、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験等によりその特性の概略を明らかにする。

(2) 現地調査

供試される品種について、本県の自然的経済的条件で区分される地域ごとに栽培試験等を行うことにより、その特性を明らかにする。

供試する地域を決定する際は、稲作地帯区分等を基本に、気象、土壌、栽培の特徴、病虫害の発生状況、奨励品種採用後の普及性、需要動向等を十分考慮したうえで決定する。

2 奨励品種決定調査の担当機関

(1) 基本調査は、農業総合センターが実施するものとする。

(2) 現地調査は、農業総合センターが各農林事務所、農業者と連携して実施するものとする。

3 奨励品種決定調査の方法

奨励品種決定調査の方法については、別記4に定めるところによる。

附 則

- 1 「福島県主要農作物等奨励品種決定審査会設置要綱」（最終改正 平成 29 年 12 月 7 日）は、廃止する。
- 2 「福島県主要農作物奨励品種の決定基準及び調査の方法」（平成 2 年 4 月 2 日 2 農改第 166 号）は、廃止する。
- 3 「主要農作物奨励品種の種類・区分とその名称について」（平成 20 年 3 月 6 日 19 経第 6916 号）は、廃止する。
- 4 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 31 年 4 月 3 日に一部改正する。
- 6 この要領は、令和 2 年 12 月 8 日に一部改正する。

(別記1)

奨励品種の区分について

区分	内容	種子の生産・供給
基幹品種	収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性が優れており、広く普及が見込まれる品種。ただし、普及対象地域の範囲または生産物の用途について制限のある場合を妨げない。	原則として、採種ほの設置、又は、他県への生産委託により供給する。
特定品種	普及対象地域に限られるが、地域の特色ある生産振興や農業経営安定のため、優れた栽培特性や利用上の重要な特性を有する品種で、対象面積が「基幹品種」に比べ小さいもの、又は、普及に移行するにあたり、対象地域や市場性の確認など必要な措置を行うもの。	基幹品種に準ずる。又は、農業総合センターによる原々種、原種の生産による種子の供給、他県への生産委託による供給あるいは、種子の入手先等の情報提供など、種子の安定的な確保の支援に努める。

(別記2)

奨励品種の決定基準

1 奨励品種の決定基準

- (1) 奨励品種に採用する場合には、おおむね次の基準のいずれかを満たしている品種のうち、普及上特に支障となる欠点のないものの中から選択するものとする。
 - ア 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種（以下「対照品種」という。）と比較して明らかに優れていると認められること。ただし、奨励品種に採用しようとする品種が、普及対象地域の範囲又は生産物の用途について制限のある場合を妨げない。
 - イ 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性、又は生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。
- (2) 奨励品種を採用する場合には、(1)の基準を基礎として奨励品種を別記1の基準により区分して採用するものとする。ただし、採用したのち当面は、普及に移行するにあたり、対象地域や市場性の確認など必要な措置を行うため、特定品種としての採用を原則とする。

2 奨励品種の廃止基準

奨励品種採用後次のいずれかに該当すると認められるときは、当該奨励品種を廃止することができる。

- (1) 奨励品種の特性が変化し、1の(1)の基準を満たさなくなった場合。
- (2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性、又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合。
- (3) 当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無い場合。
- (4) 新たな奨励品種によって代替が可能である場合。
- (5) 当該品種の種子の供給が困難となった場合。

(別記3)

福島県主要農作物奨励品種決定審査会及び幹事会の構成

区 分	役 職 名	所 属 及 び	職 名
審 査 会	会 長	福島県農林水産部	部長
	副 会 長	〃	技監
	副 会 長	〃 農業総合センター	所長
	委 員	〃	次長（農業支援担当）
	〃	〃	次長（生産流通担当）
	〃	〃 農林水産総室農林企画課	課長
	〃	〃 農業支援総室農業振興課	課長
	〃	〃 生産流通総室農産物流通課	課長
	〃	〃 生産流通総室水田畑作課	課長
	〃	福島県農業会議	事務局長
	〃	福島県農業協同組合中央会	農業振興・農政広報担当部長
	〃	全国農業協同組合連合会福島県本部	米穀部長
	〃	福島県米改良協会	事務局長
	〃	福島県米穀肥料協同組合	理事長
	〃	福島県米麦事業協同組合	理事長
〃	福島第一食糧卸協同組合	代表理事	
幹 事 会	幹 事 長	福島県農林水産部農業支援総室農業振興課	課長
	幹 事	〃 農業振興課	主幹又は副課長
	〃	〃 生産流通総室農産物流通課	主幹又は副課長
	〃	〃 生産流通総室水田畑作課	主幹又は副課長
	〃	〃 農業総合センター	作物園芸部長
	〃	農林事務所農業振興普及部	部長
	〃	農林事務所農業普及所	所長
	〃	福島県農業協同組合中央会営農・農政部	農業振興課長
	〃	全国農業協同組合連合会福島県本部米穀部	米穀課長
	〃	福島県米改良協会	事務局次長

(別記4)

福島県主要農作物奨励品種決定調査の方法

1 調査対象品種

- (1) 奨励品種決定調査（以下「調査」という。）の対象となる品種は、次のすべての要件を満たすものの中から、福島県主要農作物奨励品種決定審査会（以下「審査会」という。）の調査審議を経て決定するものとする。
 - ア 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。
 - イ 調査に必要な種子が十分に供給されること。
 - ウ 県が定める病害虫抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。
 - エ 県の対照品種との比較栽培試験や他の機関の試験結果等により、対照品種より改善された点が認められること。
- (2) (1) の品種の育成者は、調査を受けようとする品種に関する(1)のアからエを示す資料を添えて、県に調査を受けようとする前年の12月末日までに申請するものとする。

ただし、他の都道府県や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が育成した系統については、この申請手続きを省略することができる。

2 調査の期間

- (1) 調査の期間は3年を基本とする。ただし、3年未満の調査であっても他の都道府県やその他の機関の調査結果等から調査対象品種の特性が明らかかな場合には、この期間を短縮することができる。
- (2) 基本調査は、調査対象品種の特性を明らかにするため、第1年目に予備調査、第2年目以降に本調査を行う。ただし、本県で育種した系統など当該品種の特性が明らかかな場合には、予備調査を省略することができる。
- (3) 現地調査は、原則として基本調査の予備調査が終了してから行う。

3 現地に用いる品種

調査には次の品種を含めなければならない。

- (1) 標準品種
原則として県内に普及している奨励品種であって、現地対象品種の比較対象の基準となる品種。
- (2) 比較品種
特定の形質を比較するための品種

4 耕種概要

調査の栽培試験で用いる耕種試験は、次の基準によるものとする。

奨励品種決定調査の耕種概要の基準

調査の種類		農作物の種類	区制		耕種法の種類
			1区面積	区数	
基本調査	予備調査	稲 麦類 大豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について県に最も普及している播種様式により調査を行う。
	本調査	稲 麦類 大豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	3区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について県に普及している播種様式を原則として調査を行う。
現地調査		稲 麦類 大豆	20㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について当該奨励品種適応地域に最も普及している耕種様式により調査を行う。

5 調査項目

調査項目は次の基準を基本に、対象品種の用途等に応じて設定するものとする。

奨励品種決定調査の調査項目の基準

調査の種類	調査の項目
基本調査	<p>1 稲 播種期、移植期（直播の場合は入水期）、出穂期、成熟期、発芽の良否（直播又は陸稲の場合に限る。）、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利又は不利とした形質</p> <p>2 麦類 播種期、出穂期、成熟期、発芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、千粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利又は不利とした形質</p> <p>3 大豆 播種期、開花期、成熟期、発芽の良否、茎長、分枝数、子実収量、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利又は不利とした形質</p>
	<p>1 稲 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし環境変化を受けがたい項目は、省略することができる。 食味関連形質</p> <p>2 麦類 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし環境変化を受けがたい項目は、省略することができる。 容積重</p> <p>3 大豆 予備調査の項目に同じ。ただし環境変化を受けがたい項目は、省略することができる。</p>
現地調査	<p>1 稲 基本調査の予備調査の項目から全重を除いたものに次の項目を追加する。 最高分けつ期の草丈及び茎数</p> <p>2 麦類 基本調査の予備調査の項目に同じ。</p> <p>3 大豆 基本調査の予備調査の項目から、分枝数を除いたもの。</p>